

ごみ収集曜日カレンダー

ごみの収集日は校区(地区)によって異なります。
あなたのまちの収集日をご確認ください。

効率良く確実な収集を行うために、**当日の朝8時まで**に決められたごみステーションへ出してください。

分別区分 校区(地区)	燃やせるごみ	破碎ごみ 有害ごみ	缶・びん・ ペットボトル	紙・布	プラスチック 容器包装
新番丁(日新・二番丁) 亀阜・庵治・牟礼北部	毎週 月曜日 木曜日	第2 金曜日 第4	第1 火曜日 第3	第2 火曜日 第4	毎週 水曜日
高松第一 (松島・築地・新塩屋町) 花園・新番丁(四番丁)・塩江	毎週 火曜日 金曜日	第2 月曜日 第4	第1 木曜日 第3	第2 木曜日 第4	毎週 水曜日
栗林・太田 香川(浅野)	毎週 月曜日 木曜日	第1 金曜日 第3	第2 火曜日 第4	第1 火曜日 第3	毎週 水曜日
鶴尾・一宮・円座・川岡 香川(川東)	毎週 月曜日 木曜日	第1 火曜日 第3	第2 金曜日 第4	第1 金曜日 第3	毎週 水曜日
木太・林・多肥 国分寺南部	毎週 火曜日 金曜日	第1 月曜日 第3	第2 木曜日 第4	第1 木曜日 第3	毎週 水曜日
屋島・古高松 牟礼南部	毎週 火曜日 金曜日	第2 木曜日 第4	第1 月曜日 第3	第2 月曜日 第4	毎週 水曜日
檀紙・弦打・香西・鬼無 下笠居・国分寺北部	毎週 月曜日 木曜日	第2 火曜日 第4	第1 金曜日 第3	第2 金曜日 第4	毎週 水曜日
前田・三谷・川添・仏生山 川島・十河・西植田・東植田 香南・香川(大野)	毎週 火曜日 金曜日	第1 木曜日 第3	第2 月曜日 第4	第1 月曜日 第3	毎週 水曜日

※土・日曜日の収集はありません。年末の可燃ごみの収集については、広報紙・ごみ収集カレンダー等をご確認ください。

※祝・休日も収集いたします。

※詳細はごみ収集カレンダーをご覧ください。

※きちんと分別し、持ち出しのマナーを守って出しましょう。

※「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」は指定収集袋に入れて出してください。

○校区(地区)について一部例外もあります。不明な点がございましたらお問い合わせください(最終ページ参照)。



・分別できていないごみ、収集日が違うごみ、収集終了後に出されたごみは収集できません。

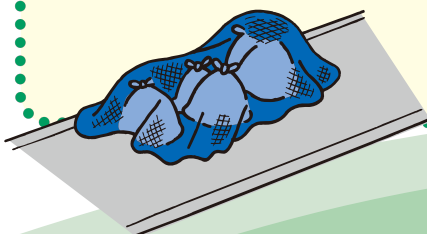
・引越しごみ、り災ごみなどの多量のごみはステーションには出せません(定期収集では回収されません)ので、ご注意ください。

ごみステーションは、利用者の皆さんで管理していただくことになっています。

分別ができていないごみや収集日が違うごみは、地区の当番の方や管理人さんが苦労して片付けをされています。収集日はきちんと確認し、収集日の異なるごみを出さないように気をつけましょう。また、道路に接しているごみステーションにごみを出されている方は、ごみが飛散ないように防鳥ネット等を利用しましょう。



ごみステーションはごみ捨て場ではありません。
ルールを守って気持ちよく使えるようにしましょう。



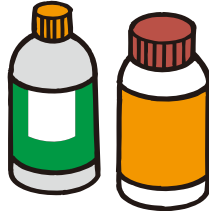
ごみステーションに出せないもの

販売店などで引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください。

危険・有害物

- 農薬・薬品など有害・有毒性を有する物
- 廃油・塗料・ガスボンベなど引火性を有する物
- 注射器・注射針
- その他
漂白剤、溶剤(シンナー)、未使用の花火、固形燃料など

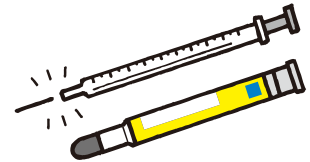
○農薬



○ガスボンベ



○注射器・注射針



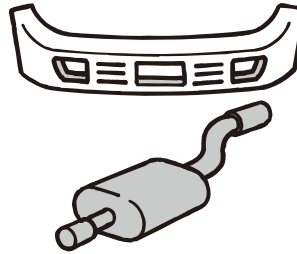
運搬・処理困難物

- ピアノ
- 耐火金庫などの重量物
- 自動車部品
マフラー・バンパーなど
- 多量の土砂・小石(大きさ6cm以下)(3袋超)、ブロック(5個超)、レンガ(20個超)
- 磁石(2個超)
- その他
石(大きさ6cm超)、銅板、鉄筋、ワイヤーロープ、水中ポンプ(重量10kg超)、仏壇、神棚など

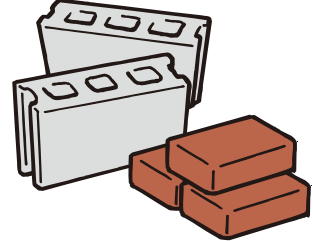
○ピアノ



○自動車部品



○多量のブロック・レンガなど

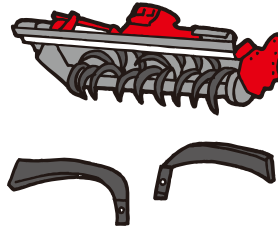


産業廃棄物・事業系ごみ

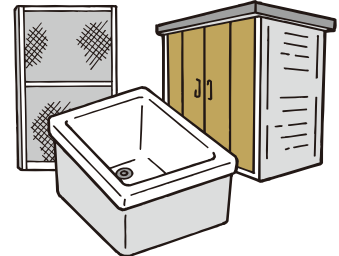
- 事務所・商店・工場など家庭以外から排出されるすべての品物
- 田植え機、トラクターの爪などの農機具
- その他
漁業用網、農業用ビニールシート、あぜ波、ハウス用パイプなど

- 請負工事で発生したもの
網戸、アルミサッシ、温水器、ガラス、瓦、剪定ごみ、洗面化粧台、畳、建具、流し台、風呂釜、ボイラー、物置、浴槽など

○農機具



○請負工事で発生した建具など

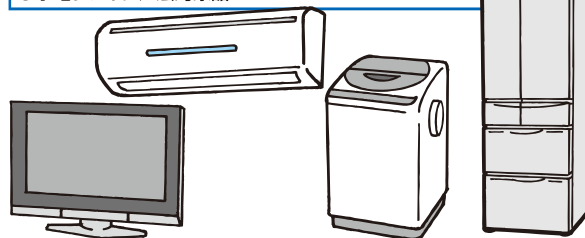


法律等で回収方法が定められ、再資源化するもの

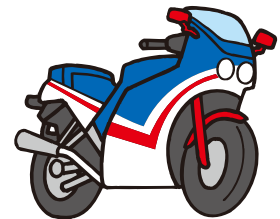
詳しくは16・17ページをご覧ください。

- 家電リサイクル法対象品
テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
- 二輪車(オートバイ)
- パソコン
- 携帯電話機(PHS含む)
- 小型充電式電池・ボタン電池
- FRP船
- 消火器

○家電リサイクル法対象品



○二輪車(オートバイ)



○パソコン

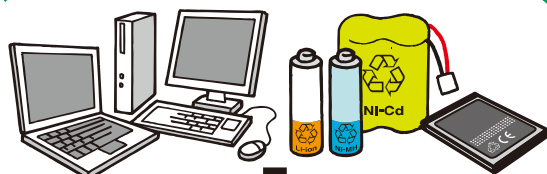
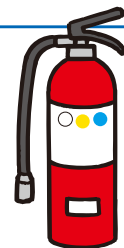
○小型充電式電池、ボタン電池

詳しくは10ページをご覧ください。

○FRP船



○消火器



パソコン、小型充電式電池は、市が設置する回収ボックスに入れていただけます。